

## 令和6年度第3回総会（月例）議事録

日 時	令和6年6月28日（金） 午前10時開会
場 所	市役所みなと大通り別館6階 ソーホーかごしま会議室
出席委員 （18名）	仮屋 幸孝（会長代理） 弟子丸 宗一（運営委員） 有村 伊智博 池田 晃 岩元 節朗 上四元 正昭 園山 一則 豊留 辰男 鳥丸 俊秀 永尾 寛 中村 秀彦 鳩宿 隆雄 枇榔 稔 福永 大悟 穂満 和廣 堀之内 薫 本多 剛 横峯 明人
欠席委員 （1名）	上入來 幸一
事務局	事務局長 種村 主 幹 竹之内 支局主任 濱畑、陣ヶ尾、小山田、山下、山崎、山中、小村、児之原、栗須 専門員 高山、指宿、有馬、新村、吉満、折田、渡邊、真方、福元 主 査 上崎 主 任 矢崎、米倉 技 師 井手
農政総務課	
議 題	1 農地法第3条許可申請に関する件 2 農地法第4条許可申請に関する件 3 農地法第5条許可申請に関する件 4 非農地認定に関する件 5 農用地利用集積計画に関する件 6 相続税の納税猶予に関する件 7 地域計画に係る意見書に関する件 8 農用地利用集積等促進計画に係る意見書に関する件 9 鹿児島市に対する農業・農村施策に関する意見の提出について
報告事項	1 法務局から照会のあった農地等の現況について 2 鹿児島市長（道路管理課）から照会のあった農地等の現況について 3 農地法第3条の3届出専決に関する報告について 4 農地法第4条・5条届出専決に関する報告について 5 農地法第18条第6項の規定による通知に関する報告について 6 農用地利用集積等促進計画に関する報告について 7 「農地法の運用について」に基づく農地・非農地判断に関する報告について 8 令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について

議 長	<p>開 会（午前10時）</p> <p>定刻になりましたので、ただいまから、令和6年度第3回総会を開催いたします。</p> <p>本日は会長が欠席のため、会長代理の私が議事進行いたします。</p> <p>それでは、本日の出席委員数について報告いたします。</p> <p>19人中18人の出席で、過半数以上の出席でございますので、会は成立いたしております。</p> <p>なお、欠席届が、上入来委員から出されています。</p> <p>次に、議事録署名者を決めなければなりません。私からご指名申し上げてよろしいでしょうか。</p> <p>（異議なしの声）</p> <p>それでは、岩元委員、福永委員にお願いいたします。</p> <p>今回は、会長の依頼により、農政総務課の担当者に出席していただいております。</p> <p>次に、議事参与の制限についてお知らせします。</p> <p>議題1「農地法第3条許可申請に関する件」につきましては、議事参与の制限となっておりますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、議題の審議に入って参ります。</p>
-----	--

議 題	
<b>議題 1. 農地法第 3 条許可申請に関する件</b> <b>1 ページ～5 ページ 19 件</b>	
議 長	<p>それでは、議題 1 「農地法第 3 条許可申請に関する件」を審議します。</p> <p>まず、冒頭で申し上げました「議事参与の制限」について再度お知らせいたします。</p> <p>2 ページ、番号 5 号につきましては、13 番委員自身が、申請人となっている案件でございます。</p> <p>従いまして、13 番委員におかれましては、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、議事に参与することができませんので、しばらく離席いただき、その間に審議し、再び着席していただくことにします。</p> <p>13 番委員におかれましては、離席をお願いします。</p> <p>(13 番委員離席後)</p> <p>それでは、伊敷、18 番委員をお願いします。</p>
18 番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号 5 号、申請理由：農業廃止、相手要望、権利の種別：所有権移転、売買。以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、調査員から説明がありました。</p> <p>別冊資料 1 の 9 ページにありますように、今回の第 3 条案件は、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見、ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題 1 「農地法第 3 条許可申請に関する件」番号 5 号につきましては、原案どおり許可することに決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p> <p>残りの案件の審議に入ります前に、13 番委員におかれましては、ご着席をお願いします。</p> <p>(13 番委員着席後)</p> <p>それでは、審議に戻ります。</p> <p>まず、本局、2 番委員をお願いします。</p>

2 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、申請理由：労力不足、相手要望、権利の種別：所有権移転、売買。 この件について補足して説明します。</p> <p>譲受人は、現在の経営農地はありませんが、本人および農業に従事する世帯員に農作業経験があるため、新規就農には該当しません。</p> <p>番号2号、労力不足、相手要望、所有権移転、売買。 この件について補足して説明します。</p> <p>譲受人は、現在の経営農地はありませんが、15年にわたり農作業経験があるため、新規就農には該当しません。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、谷山、9番委員お願いします。
9 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号3号、労力不足、相手要望、所有権移転、売買。 以上です。</p>
議 長	次に、伊敷、13番委員お願いします。
1 3 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号4号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。 以上です。</p>
議 長	次に、吉野、6番委員お願いします。
6 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号6号、労力不足、相手要望、所有権移転、売買。 この件について補足して説明します。</p> <p>譲受人は、現在の経営農地はありませんが、親の農地の耕作を手伝う等して、5年以上の農作業経験があるため、新規就農には該当しません。</p> <p>番号7号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。 以上です。</p>
議 長	次に、吉田、11番委員お願いします。
1 1 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号8号、労力不足、相手要望、所有権移転、売買。 番号9号、労力不足、規模拡大、所有権移転、売買。 以上です。</p>
議 長	次に、桜島、5番委員お願いします。

5 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号10号、農業廃止、規模拡大、所有権移転、売買。</p> <p>番号11号、労力不足、規模拡大、使用貸借権、期間：5年。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>次に、喜入、7番委員お願いします。</p>
7 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号12号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>次に、松元、3番委員お願いします。</p>
3 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号13号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。</p> <p>番号14号、労力不足、相手要望、所有権移転、売買。</p> <p>番号15号、労力不足、相手要望、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>次に、郡元、19番委員お願いします。</p>
1 9 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号16号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。</p> <p>番号17号、労力不足、新規就農、所有権移転、売買。</p> <p>番号18号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。</p> <p>番号19号、労力不足、規模拡大、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>別冊資料1にありますように、今回の第3条案件の全ては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題1「農地法第3条許可申請に関する件」18件につきましては、原案どおり許可することに決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p>

議題2. 農地法第4条許可申請に関する件 6ページ 1件	
議 長	<p>次に、議題2「農地法第4条許可申請に関する件」を審議します。</p> <p>議題3「農地法第5条許可申請に関する件」吉野の番号10から12号の案件が、この第4条許可申請に関連するので、併せて審議していただきたいと思えます。</p> <p>それでは、吉野、6番委員をお願いします。</p>
6 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、用途・施設：通路231. 94㎡、周囲の状況及び被害防除計画：東…本人畑、宅地、西…宅地、里道、南…本人畑、北…宅地、境界…土留、雨水…自然流下。</p> <p>番号1は9ページ及び10ページの第5条番号10から12と関連がありますので、併せて読み上げさせていただきます。</p> <p>番号10号、用途・施設：通路231. 94㎡、周囲の状況及び被害防除計画：東…受人畑、渡人畑、宅地、西…宅地、里道、南…渡人畑、北…宅地、境界…土留、雨水…自然流下、権利の種別：所有権移転、贈与。</p> <p>番号11号、通路231. 94㎡、東…受人畑、渡人畑、宅地、西…宅地、里道、南…渡人畑、北…宅地、境界…土留、雨水…自然流下、所有権移転、贈与。</p> <p>番号12号、通路231. 94㎡、東…受人畑、渡人畑、宅地、西…宅地、里道、南…渡人畑、北…宅地、境界…土留、雨水…自然流下、所有権移転、贈与。</p> <p>では、4条1件及び5条3件を合わせて補足説明させていただきます。</p> <p>転用目的は通路であり、隣接する宅地と一体利用する、総面積231. 94㎡の転用許可申請です。</p> <p>つきましては、申請人が合計5名ですが、所有権は、使用する通路部分に応じて、共有者及び持分が異なります。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、調査員から説明がありました。</p> <p>今回の第4条、第5条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、全て、第2種農地に該当すると判断されます。お目直しをお願いいたします。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題2「農地法第4条許可申請に関する件」1件及び議題3、「農地法第5条許可申請に関する件」番号10から12号につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p>

議題3. 農地法第5条許可申請に関する件 7ページ～13ページ 20件	
議 長	<p>次に、議題3「農地法第5条許可申請に関する件」を審議します。</p> <p>先ほど吉野の3件につきましては、議題2.「農地法第4条許可申請に関する件」と併せて審議しておりますので、それ以外の17件について審議していただきたいと思ひます。</p> <p>まず、谷山、9番委員お願ひします。</p>
9 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、用途・施設：住家1棟91.28㎡、庭敷地等158.72㎡、周囲の状況及び被害防除計画：東・南…宅地、西…水路、北…農道、境界…ブロック積、雨水…水路放流、汚水…合併浄化槽、権利の種別：所有権移転、売買。</p> <p>番号2号、駐車場149.00㎡、通路等179.00㎡、東・南…水路、西・北…宅地、境界…ブロック積、雨水…水路放流、使用貸借権。</p> <p>この件について、補足して説明いたします。</p> <p>申請地は、道に接しておりませんが、水路に蓋を設置し接道を確保します。</p> <p>番号3号、住家1棟109.30㎡、庭敷地等237.70㎡、東…宅地、他人畑、西…市道、南…宅地、北…渡人畑、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号4号、宅地分譲2区画472.00㎡、東・北…宅地、西…農道、西…市道、境界…ブロック積、コンクリート擁壁、雨水…農道側溝、市道側溝、汚水…公共下水道、所有権移転、売買。</p> <p>番号5号、車両置場3,214.35㎡、東・南…水路、西…県道、北…他人田、境界…ブロック積、雨水…水路放流、所有権移転、売買。</p> <p>番号6号、住家1棟154.64㎡、庭敷地等233.36㎡、東・北…山林、西…県道、南…他人畑、境界…ブロック積、雨水…県道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号7号、資材置場82.00㎡、東・北…宅地、西…市道、南…里道、境界…コンクリート擁壁、雨水…自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>番号8号、資材置場60.00㎡、車両置場50.00㎡、転回場等190.00㎡、東・南・北…雑種地、西…市道、境界…ブロック積、雨水…自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>番号9号、宅地分譲2区画696.48㎡、東…市道、宅地、西・南…水路、北…宅地、他人畑、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>次に、吉野、6番委員お願ひします。</p>

6 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号13号、車庫兼倉庫1棟80.65㎡、資材置場84.00㎡、転回場等334.35㎡、東…市道、西…山林、雑種地、南…雑種地、北…渡人畑、境界…土留、雨水…市道側溝、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、吉田、11番委員お願いします。
1 1 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号14号、建売住宅3棟240.14㎡、庭敷地等577.86㎡、東…宅地、西・北…市道、南…他人畑、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、污水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号15号、駐車場570.00㎡、転回場等790.00㎡、東…山林、西…市道、南…他人田、北…河川、境界…土留、雨水…自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、喜入、7番委員お願いします。
7 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号16号、住家1棟79.49㎡、庭敷地等112.51㎡、東…雑種地、西…渡人畑、南…水路、北…宅地、境界…ブロック積、雨水…水路放流、污水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>この件について補足説明をいたします。</p> <p>申請地は道路と接しておりませんが、水路には蓋がしてあり、そこから隣接する道路へ出入りを行います。</p> <p>番号17号、住家1棟158.67㎡、庭敷地319.43㎡、駐車場91.50㎡、転回場等423.50㎡、東・西…他人田、南…市道、北…水路、境界…ブロック積、雨水…水路放流、污水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>この件について補足説明をいたします。</p> <p>申請地は、喜入支所から南西に約1.1km位置する、おおむね10ha以上の農地の広がりのある「第1種農地」に該当します。</p> <p>第1種農地は原則として農地転用することができませんが、第1種農地の不許可の例外である、農地法施行規則第33条第4号の「集落接続施設」該当します。</p> <p>また、申請地は一般住宅の目安であるおおむね500㎡を超えておりますが通勤用兼仕事用として4tトラック及び車両運搬車を所有しており、一般家庭より駐車面積が必要となること、前面道路の幅員が狭いため転回スペース等が必要であることから、今回の転用許可はやむを得ないと判断いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、松元、3番委員お願いします。

3 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号18号、宅地分譲14区画2, 649. 75㎡、通路739. 34㎡、ゴミ置場等59. 42㎡、東…宅地、市道、西…宅地、里道、南…宅地、北…市道、境界…コンクリート擁壁、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>この件につきまして、事務局より補足説明いたします。</p>
松 元 支 局	<p>この件につきまして、補足してご説明申し上げます。(図面掲示)</p> <p>申請人は、大阪市に本社を置き、鹿児島市にも支店を有する不動産販売会社でございます。</p> <p>申請地は、松元支所から南東へ約3. 4kmに位置する「第2種農地のその他の農地」です。</p> <p>申請人は、申請地の畑6筆と隣接する宅地の一部を一体利用し、3, 000㎡を超える総面積3, 448. 51㎡に、都市計画法第29条の開発許可を申請のうえ、特定建築条件付き土地14区画及び通路等を転用しようとするのです。</p> <p>主な施設の内訳は、宅地2, 649. 75㎡、通路739. 34㎡、ゴミ置場等59. 42㎡となっております。</p> <p>以上のことから、事業実施の確実性は認められると思われることから、今回の転用許可はやむを得ないと判断したところです。</p> <p>以上です。</p>
3 番 委 員	<p>続きです。</p> <p>番号19号、建売住宅5棟488. 84㎡、庭敷地等1, 546. 16㎡、東…河川管理道路、西…山林、南…他人田、北…他人田、水道用地、境界…コンクリート擁壁、雨水…河川放流、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>次に、郡山、19番委員お願いします。</p>
1 9 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号20号、家畜運動場1, 813. 25㎡、転回場229. 75㎡、東・西…山林、南…山林、原野、北…里道、境界…土留、雨水…自然流下、所有権移転、贈与</p> <p>以上です。</p>

議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>今回の第5条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、番号17号は第1種農地、それ以外は全て、第2種、第3種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題3「農地法第5条許可申請に関する件」17件につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p> <p>但し、第1種農地である番号17号及び転用面積が3,000㎡を超える番号18号につきましては、「県農業会議」に意見聴取し、許可して差し支えない旨の回答を得た後、許可書を交付することといたします。</p>
<b>議題4. 非農地認定に関する件</b> <b>14ページ～17ページ 12件</b>	
議 長	<p>次に、議題4「非農地認定に関する件」を審議します。</p> <p>まず、本局、2番委員お願いします。</p>
2 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、調査結果：店舗1棟、18年経過、現況宅地。</p> <p>番号2号、調査結果：雑木自然繁茂、約20年経過、現況山林。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>次に、谷山、9番委員お願いします。</p>
9 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号3号、調査結果：雑木自然繁茂、約40年経過、現況山林。</p> <p>番号4号、調査結果：住家1棟、56年経過、車庫1棟、34年経過、現況宅地。</p> <p>番号5号、調査結果：雑木自然繁茂、約50年経過、現況山林。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>次に、伊敷、13番委員お願いします。</p>
1 3 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号6号、調査結果：杉、雑木自然繁茂、約50年経過、現況山林。</p> <p>番号7号、調査結果：杉、約50年経過、現況山林。</p> <p>番号8号、調査結果：5460、5465、5467、5468、5473：杉、孟宗竹・雑木自然繁茂、約50年経過、現況山林。5883、5884：雑木自然繁茂、約30年経過、現況山林。5885、5886：倉庫1棟、32年経過、現況宅地。5888：住家1棟、32年経過、現況宅地。</p> <p>以上です。</p>

議 長	次に、吉野、6番委員お願いします。
6 番 委 員	ご報告します。 番号9号、調査結果：コサン竹・雑木自然繁茂、約30年経過、現況山林。 番号10号、調査結果：住家1棟、66年経過、現況宅地。 番号11号、調査結果：杉、檜、雑木自然繁茂、約50年経過、現況山林。 以上です。
議 長	次に、郡山、19番委員お願いします。
1 9 番 委 員	ご報告します。 番号12号、調査結果：畜舎1棟、倉庫1棟、45年経過、現況宅地。 以上です。
議 長	ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。  〔「異議なし」の声あり〕  それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題4「非農地認定に関する件」12件につきましては、原案どおり認定することに決定いたします。
<b>議題5．農用地利用集積計画に関する件</b> <b>18ページ～29ページ 21件</b>	
議 長	次に、議題5「農用地利用集積計画に関する件」を審議します。 それでは、事務局から説明をお願いします。
事 務 局	資料の18ページをご覧ください。 「議案第5号」、令和6年6月28日公告予定の、農用地利用集積計画集計表についてご説明申し上げます。 右側の一番下になります。 所有権移転1件、8筆、4,514.00㎡。賃貸借権8件、9筆、7,294.00㎡。使用貸借権12件、15筆、11,278.00㎡。合計21件、32筆、23,086.00㎡です。 議案書の19ページから29ページは、農用地利用集積計画の内容です。お目通しをお願いいたします。 これらは、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 以上で、説明を終わります。

議 長	<p>ただいま、事務局から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題5.「農用地利用集積計画に関する件」につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p>
<b>議題6. 相続税の納税猶予に関する件</b> <b>30ページ～31ページ 2件</b>	
議 長	<p>次に、議題6.「相続税の納税猶予に関する件」を審議します。 それでは、吉野、6番委員お願いします。</p>
6 番 委 員	<p>30ページをお開きください。 相続税の納税猶予の証明に係るものでございます。 今回、2件の申請がありました。申請者は、同じ被相続人の子で、相続開始年月日は、平成20年9月14日、今回が6回目の発行でございます。 2件とも、6月13日に、15番委員、私、事務局職員2名の計4名で現地を調査いたしましたので、その結果についてご説明いたします。 まず、番号1について、調査地は全て畑（果樹含む）、1と2は続き地で、ハウス1棟に、ピーマン、スイカ、キュウリ、トマト、ナスを作付中、露地に、ニガウリ、カボチャ、サツマイモを作付中、ホウレン草を作付予定、3には、サツマイモ、深ネギを作付予定、4から10及び13は、旧農業経営基盤強化促進法による特定貸付を行っており、4、5には、ウメ、ハナミズキ、イヌマキ、モミ、ヒバ、モミジを植付中、6から10は、ハウス2連棟及びハウス2棟にチンゲン菜を作付中、露地にはサツマイモを作付中、11から14は、イヌマキ、モミ、ヒバ、モミジ、ヒトツバを植付中でございました。 最後に15は、畑地かんがい施設でございますが、持分を24分の1持っているため、対象となっております。 したがって、番号1の特例適用農地において、申請者が農業経営を行ってございましたので、「引き続き農業経営及び特定貸付けを行っている旨の証明書」の発行については、支障がないものと判断いたしました。 次に、31ページをご覧ください。 番号2ですが、調査地は畑でありまして、ハウス2連棟に、スイカ、キュウリ、トマト、ナス、ピーマン、メロンを作付中、また、露地には、セロリ、ニガウリ、カボチャ、ショウガ、サツマイモ、里芋、インゲンを作付中、タマネギ、白菜を作付予定でございました。 したがって、番号2の特例適用農地において、申請者が農業経営を行ってございましたので、「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」の発行については、支障がないものと判断いたしました。 以上です。</p>

議 長	<p>ただいま、調査員から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「13番委員」挙手あり〕</p> <p>はい、13番委員どうぞ。</p>
13番委員	<p>番号1ですが、納税猶予制度というのは、自らが耕作するというのが条件ではなかったのでしょうか。貸し付けしても受けられるのでしょうか。</p>
事務局	<p>昭和50年にこの制度が始まって以来、相続人が自ら農業するという事で限定されておりましたが、平成21年の租税特別措置法の改正によりまして、市街化区域以外の農地に限って、旧経営基盤強化促進法の利用権設定、中間管理事業等によつての貸し付けについては、引き続き受けられるとなっております。 以上です。</p>
13番委員	<p>わかりました。</p>
議 長	<p>ほかに、何かご意見、ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題6「相続税の納税猶予に関する件」2件につきましては、原案どおり決定することにいたします。</p>
<p><b>議題7. 地域計画に係る意見書に関する件</b> <b>別冊資料2 3件</b></p>	
議 長	<p>次に、議題7「地域計画に係る意見書に関する件」を審議します。別冊資料2です。 それでは、農政総務課から説明をお願いします。</p>

農政総務課	<p>議題7「地域計画に係る意見書に関する件」について説明します。 別冊資料2と配布してあるカラー地図をご覧ください。 今回審議いただくのは3地域になります。いずれも既に地域計画が策定されており、その地域計画の変更をするものです。 2ページをご覧ください。 下福元町（玉利、大脇原）地域です。 主な変更の内容は、下福元町2267-1外2筆の担う者の変更、下福元町2217外6筆への担う者の設定、下福元町2211-1の地域計画への編入です。担う者の設定については、将来の農地の管理を担う者が決まったことによるものです。 次に、喜入瀬々串町地域です。 主な変更の内容は、喜入瀬々串町1374の担う者の変更、喜入瀬々串町2076-1、2076-2への担う者の設定、喜入瀬々串町5547-1の地域計画からの除外です。 次に、喜入瀬一倉地域です。 主な変更の内容は、喜入一倉町11094、11095の担う者の変更、喜入一倉町11240への担う者の設定、喜入一倉町9367の地域計画からの除外です。 以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、農政総務課から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題7「地域計画に係る意見書に関する件」3件につきましては、原案どおり決定いたします。</p>
<p><b>議題8．農用地利用集積等促進計画に係る意見書に関する件</b> <b>別冊資料3 8件</b></p>	
議 長	<p>次に、議題8「農用地利用集積等促進計画に係る意見書に関する件」を審議します。別冊資料3です。 それでは、農政総務課から説明をお願いします。</p>

農政総務課	<p>議題8「農用地利用集積等促進計画に係る意見書に関する件」について説明します。</p> <p>農政総務課の方で策定した農用地利用集積等促進計画案について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項に基づき、農地バンクに農用地利用集積等促進計画（案）を提出する前に、農業委員会の意見を求めるものです。</p> <p>別冊資料3の2ページをご覧ください。</p> <p>令和6年8月1日から貸付予定の農地になります。</p> <p>対象農地は、春山町の畑1筆で、貸付面積は938㎡になります。</p> <p>設定する利用権の詳細及び借受人の農業経営の状況については、3ページから5ページに記載がございますので、お目通しをお願いいたします。</p> <p>次に6ページをご覧ください。</p> <p>令和6年9月1日から貸付予定の農地になります。</p> <p>対象農地は、下福元町、喜入中名町、本名町、喜入瀬々串町の田3筆、畑9筆、計12筆で、貸付面積の合計は12,973㎡になります。</p> <p>設定する利用権の詳細及び借受人の農業経営の状況については、7ページから30ページに記載がございますので、お目通しをお願いいたします。</p> <p>次に31ページをご覧ください。</p> <p>こちらの上谷口町の田4筆については、既に耕作者が農地バンクと合意解約の手続きを行い、令和6年9月1日から新たな耕作者に貸し出す予定になっており、貸付面積の合計は1,539㎡になります。</p> <p>設定する利用権の詳細及び借受人の農業経営の状況については、32ページから33ページに記載がございますので、お目通しをお願いいたします。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、農政総務課から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題8「農用地利用集積等促進計画に係る意見書に関する件」8件につきましては、原案どおり承認することに決定いたします。</p>
<p><b>議題9. 鹿児島市に対する農業・農村施策に関する意見の提出について</b> <b>別冊資料4</b></p>	
議 長	<p>次に、議題9「鹿児島市に対する農業・農村施策に関する意見の提出について」を審議します。別冊資料4です。</p> <p>それでは、事務局より説明をお願いします。</p>

<p>事務局</p>	<p>別冊資料9「鹿児島市に対する農業・農村施策に関する意見の提出について」でございます。</p> <p>今年4月、5月の地区推進協議会でそれぞれの地区で出していただいた意見を集約いたしまして、鹿児島市に対する農業・農村施策に関する意見といたしまして、5つ掲げさせていただいております。</p> <p>それでは、読み上げさせていただきます。</p> <p>担い手・生産者支援に関する事項</p> <p>1 認定農業者など担い手への支援の強化について</p> <p>令和5年4月の改正農業経営基盤強化促進法施行に伴い鹿児島市においては地域計画づくりに着手していただいております。私も農業委員会もその作業の一端を担わせていただいております。地域計画の法制化は、高齢化や人口減少の本格化により農業者の減少や耕作放棄地が拡大し、地域の農地が適切に利用されなくなる懸念に対応するため、農地集約化等の加速化が必要となっていることが背景の一つにあります。</p> <p>鹿児島市における令和5年度末時点での担い手への農地集積率は約13%にとどまっており、鹿児島県の45.5%（令和4年度末）とは大きな隔りがあります。農地集約については、農地の大小や形状、場所、水路や接道環境など様々な要因が大きく影響するため数字の大小で単純に評価することはできませんが、私たち農業委員等が農地を貸したい人・借りたい人の仲介をする中で感じることは、借り手となる現在の担い手がすでに多くの農地を引き受けて、また高齢化も進み、追加を引き受けにくい様子を感じます。令和5年度は、農地集積率が高い宮崎市やえびの市を視察しましたが、これらの市は認定農業者などの担い手が多いことを実感しました。</p> <p>一方、令和5年度は農地法の改正により農地取得に制限を課していた下限面積（鹿児島市においては2,000㎡）が撤廃された結果、新規で農地を取得した人が4年度の約2.5倍の42人に増加しており、これらの人を将来を担う農業者へと育てていくことが重要です。</p> <p>鹿児島市においては、農業担い手育成対策事業などを展開し、担い手育成に努めておられることは承知しておりますが、農業者の高齢化や耕作放棄の更なる増加が懸念されることを鑑み、担い手育成支援の一層の拡充をお願いいたします。</p> <p>2 物価高騰等に伴う生産資材等への支援について</p> <p>農業を営むうえで、生産物の取引価格が低迷し利益を上げにくい構造に陥っていることが国内農業の大きな課題となっております。国においては、農政の基本理念や方向性を示す食料・農業・農村基本法を、平成11年の制定以来初めて令和6年の通常国会において改正し、そのなかで食料価格については「持続的な供給に要する合理的な費用」を考慮することが盛り込まれました。しかし、「合理的な費用」については、国は先行して生産者・消費者・流通業界など様々な関係者から意見を聞いているようですが、相反する意見が多く難航しているとの記事を見聞きしており、具体的な対策が取られるにはまだ時間を要するようです。</p> <p>鹿児島市に昨年度提出した意見書と重複しますが、物価高騰等に伴う生産資材等に要する費用は農業経営を大きく圧迫しています。生産資材や燃料費は原材料の価格高騰や円安などの影響から、今後も高騰、高止まりが続くことが懸念され、担い手等の比較的規模の大きな農業者はもとより、市内農業者の大半を占める自給的農家や意欲をもって農業に参入した新規就農者にとっても大きな障壁となり</p>
------------	--

ます。

5年度にお願いしました「生産資材等への支援」につきましては、資材価格高騰の情勢や国の動向を注視し検討されるとのご返事をいただいておりますことから、厳しい現状に是非とも注目いただき、支援をお願いいたします。

### 3 農業用廃プラスチック類・廃ビニール処理に対する補助について

病害虫からの防除や年間を通じた安定的な栽培・収穫を続けるには、ビニールハウスや畝を覆う農業用マルチシート等は欠かすことのできない資材ですが、使用とともに経年劣化する消耗品でもあります。

ビニールハウスの張替によって生じる使用済みのハウス用ビニールや農業用マルチシートなどの農業用廃プラスチック類は、使用後に大量に発生することから、その処理費用は農業者にとりまして大きな負担となっております。

鹿児島市におかれては、これらの処理・回収に関係機関の協力による適正な処理体制を構築いただき、桜島、喜入、都市農業センターで年各1回の回収を実施していただいているところであり、その頻度や場所などに更なる充実をお願いいたします。

### 4 都市農業センターにおける各種情報等の発信について

都市農業センターにおかれては、生産物の高品質化や生産の安定化を図るため、野菜や花きなどの優良種苗等の試験栽培、ICT等の先端技術を活用したスマート農業機器の導入、6次産業化の推進などに取り組み、都市農業の発展に尽力されていることに感謝申し上げます。

これら試験栽培やスマート農業等で得られた成果は、同センターで開催される研修をはじめホームページなどで情報の開示を行っていると思っておりますが、この貴重な情報をより広く農業者が共有できるように、インターネット配信など広報に一層の工夫をこらされ、積極的な情報の発信をお願いいたします。

### 遊休農地の発生防止・解消に関する事項

#### 5 自然災害時における農業用水路の整備等の補助について

近年、異常気象により大雨が全国的に増えております。鹿児島市においても令和5年度の大雨や台風時には警戒レベル4である避難指示が市内各地に発令されております。

自然災害の農業関係では、鹿児島市が管理している農業用水路等が破損した場合や農地が一定規模以上の大きな損壊を受けた場合には、これまでも復旧・修繕等対応いただいておりますが、個人等で管理している農業用水路については修繕に対する補助がありません。農業用水路や農道、里道はそこを利用する農業者が共同して維持管理してきましたが、高齢化等に伴い農業を廃止する人が増えたことで日常的な管理でさえ少なくなった農業者には大きな負担となっているなかで、非常に利益を出しにくい農業経営に懸命に取り組んでいる現状においては、大雨等による突然の被災は金銭面に加え心理的打撃も大きなものがあります。特に大雨の時期は秋の収穫期を控える大切な時期に重なることも多く、1日も早い復旧は農業者にとりまして切実な願いです。農道、里道については、市道を含め道路の両側から道路上を覆い、あたかもトンネルのようになっている場所が多数見受けられ、これらは雨後などは特に路面を落ち葉等が覆い通行の支障となるばかりでなく、事故誘発の危険も感じます。

農業用水路や農道等は農業に欠かすことのできない重要な基盤であることを考慮いただき、被災した個人等で管理する農業用水路等の補修費用への新たな支援

		<p>や農道を覆う樹木等への対策をお願いいたします。 以上です。</p>
議	長	<p>ただいま、事務局から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、議題9「鹿児島市に対する農業・農村施策に関する意見の提出について」は、皆様方から出されたご意見を基に、運営連絡会と事務局で整理し、次回の第4回総会で再度審議したいと思います。</p> <p>議題の審議は以上です。 続きまして、報告事項に入ります。</p>

報 告 事 項	
<b>1. 法務局から照会のあった農地等の現況について</b> <b>32ページ～33ページ 2件</b>	
議 長	報告事項1「法務局から照会のあった農地等の現況について」 まず、谷山、9番委員お願いします。
9 番 委 員	報告します。32ページです。 照会日：令和6年5月16日、現況：非農地、調査結果：該地は市街化調整区域内にあり、現況非農地である。 処理状況：令和6年5月28日 鹿児島地方法務局へ報告済。 次に、33ページです。 照会日：令和6年6月4日、現況：非農地、調査結果：該地は市街化区域内にあり、現況非農地である。 処理状況：令和6年6月14日 鹿児島地方法務局へ報告済。
<b>2. 鹿児島市長（道路管理課）から照会のあった農地等の現況について</b> <b>34ページ 1件</b>	
議 長	報告事項2「鹿児島市長（道路管理課）から照会のあった農地等の現況について」 それでは、本局、2番委員お願いします。
2 番 委 員	報告します。34ページです。 照会日：令和5年5月28日、現況：非農地、調査結果：該地は市街化区域内にあり、現況非農地である。 処理状況：令和5年6月14日 鹿児島市長へ報告済。
<b>3. 農地法第3条の3届出専決に関する報告について</b> <b>35ページ～38ページ 27件</b>	
<b>4. 農地法第4条・5条届出専決に関する報告について</b> <b>39ページ～46ページ 23件</b>	
<b>5. 農地法第18条第6項の規定による通知に関する報告について</b> <b>47ページ～50ページ 7件</b>	
<b>6. 農用地利用集積等促進計画に関する報告について</b> <b>51ページ～53ページ 2件</b>	
議 長	次に、報告事項3「農地法第3条の3届出専決に関する報告について」 報告事項4「農地法第4条・5条届出専決に関する報告について」 報告事項5「農地法第18条第6項の規定による通知に関する報告について」 報告事項6「農用地利用集積等促進計画に関する報告について」 それでは、事務局の報告をお願いします。

<p>事 務 局</p>	<p>35ページをお開き下さい。</p> <p>報告事項3 「農地法第3条の3届出専決に関する報告」の集計表です。</p> <p>この専決処理は、農地等について相続などで権利の取得があった場合は、市町村の農業委員会に届出を要するもので、今回の届出は27件です。</p> <p>登記地目別では、田32筆、22, 185.90㎡、畑70筆、52, 388.37㎡となっております。取得した事由別数は、相続が25件、その他が2件。権利の種別は、所有権が27件。農業委員会によるあっせん等は、有が7件、無が20件となっております。</p> <p>36ページから38ページは、農地法第3条の3関係の内容です。</p> <p>お目通しをお願いいたします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>次に、39ページをお開き下さい。</p> <p>報告事項4 「農地法第4条・第5条届出専決に関する報告」の集計表です。</p> <p>これらは、市街化区域内農地の転用届出に関するもので、事務局長の専決で処理しましたものです。</p> <p>転用目的別では、第4条関係では、一般住宅が2件となっております。</p> <p>第5条関係では、多い順に一般住宅が16件、駐車場が3件、資材置場、その他が各1件、合計21件となっております。</p> <p>40ページは、4条関係2件、41ページから46ページは、5条関係21件の内容です。お目通しをお願いいたします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>次に、47ページから49ページをお開き下さい。</p> <p>報告事項5 「農地法第18条第6項の規定による通知に関する報告について」です。</p> <p>谷山、郡山地区で各2件、吉野、吉田、松元で各1件、合意解約の通知が出ております。</p> <p>お目通しをお願いいたします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>次に、51ページをお開き下さい。</p> <p>報告事項6 「農用地利用集積等促進計画に関する報告について」です。</p> <p>これは、令和6年3月28日に開催した令和5年度第12回総会及び令和6年4月28日に開催した令和6年度第1回総会において、「同計画に係る意見書に関する件」として、審議いただいた件について、県知事の認可があったことを報告するものです。</p> <p>右側の一番下になります。</p> <p>使用貸借権2件、5筆、5, 225.00㎡です。</p> <p>52ページから53ページは、農用地利用集積等促進計画の内容です。</p> <p>お目通しをお願いいたします。</p>

<b>7. 「農地法の運用について」に基づく農地・非農地判断に関する報告について 別冊資料5 121件</b>	
議 長	次に、報告事項7「「農地法の運用について」に基づく農地・非農地判断に関する報告について」別冊資料5です。 それでは、事務局の報告をお願いします。
事 務 局	報告事項7「「農地法の運用について」に基づく農地・非農地判断に関する報告について」報告いたします。 別冊資料5をご覧ください。 先月の地区推進協議会等で計121筆の非農地判断を実施して頂いております。実施結果に基づきまして、関係部署及び備考欄の通知日に所有者へ通知書を送付しております。内容につきましては、お目通しをお願いいたします。
<b>8. 令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の 公表について 別冊資料6</b>	
議 長	次に、報告事項8「令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について」を審議します。別冊資料6です。 それでは、事務局より説明をお願いします。

事 務 局	<p>「令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について」ご説明申し上げます。</p> <p>この件につきましては、5月総会と6月合同委員会でも説明しておりますが、本日は変更がありました所をご説明いたします。</p> <p>2ページをご覧ください。</p> <p>③実績</p> <p>農地面積3,000ha、今年度末の集積率13.17%、目標に対する達成状況95.43%に修正しております。</p> <p>3ページをご覧ください。</p> <p>③実績 aの表</p> <p>今年度の緑区分の遊休農地の解消実績面積8.6ha 今年度の目標に対する達成状況14.35%に修正しております。</p> <p>bの表に説明の文言を加えております。</p> <p>5ページをご覧ください。</p> <p>目標の達成状況の評語</p> <p>農業委員会としての成果と活動の目標に対する達成状況によって表現が変わってまいりますが、本市の場合は、目標に対して期待どおりの結果が得られたということになりました。</p> <p>次に、推進委員等の点検・評価結果ですが、委員の交代がありましたので37名になっておりますが、目標に対して期待を上回る結果が得られた13名 目標に対して期待どおりの結果が得られた21名 目標に対して期待を(やや)下回る結果となった3名 ということになります。</p> <p>この評価につきましては、活動日数の目標である月10日を上回ると6点、下回ると2点となって、ここに4点の開きがございます、非常にこの4点を挽回するのは難しいということになっております。活動を記録していただきたいと思っております。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日の議事は、全て終了しました。</p> <p>(議事終了：午前10時55分)</p> <p>続きまして、事務局から何か連絡事項等はございませんか。</p>
事 務 局	<p>・令和6年度第4回総会(月例)開催日時は、 7月29日(月)午前10時開会 みなと大通り別館6階 ソーホーかごしま会議室</p>
議 長	<p>以上で、本日の総会を終了いたします。</p> <p>閉 会 (午前10時57分)</p>

